



平成 25 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 ブラザー工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小池 利和
 (コード：6448、東証・名証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 加藤 和利
 (TEL. 052-824-2072)

当社子会社による株式会社メディアクリエイト普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社子会社である株式会社エクシング（以下「エクシング」）は、平成 25 年 6 月 25 日開催の取締役会において、株式会社メディアクリエイト（東証マザーズ、コード：2451）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」）により取得することを決議し、平成 25 年 6 月 26 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 25 年 8 月 7 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

詳細は、添付にあるエクシング発表の「株式会社メディアクリエイト普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

平成 25 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社エクシング
代表者名 代表取締役社長 吉田 篤司
問合せ先 宣伝広報部 部長 渡辺 美宏
(TEL. 03-5470-2707)

株式会社メディアクリエイト普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社エクシング（以下「当社」または「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 6 月 25 日開催の取締役会において、株式会社メディアクリエイト（東証マザーズ、コード：2451、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 25 年 6 月 26 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 25 年 8 月 7 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社エクシング
愛知県名古屋市瑞穂区桃園町 3 番 8 号

(2) 対象者の名称

株式会社メディアクリエイト

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,147,602 株	3,432,000 株	一株

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,432,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,432,000 株）以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 買付予定数は、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数です。当該最大数は、対象者が平成 25 年 4 月 12 日に提出した第 15 期第 3 四半期報告書（以下「第 15 期第 3 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 25 年 2 月 28 日現在の対象者の発行済株式総数（5,153,700 株）から、対象者が平成 25 年 4 月 5 日に公表した「平成 25 年 5 月期第 3 四半期決算短信」に記載された平成 25 年 2 月 28 日現在の自己株式数（6,098 株）を控除した株式数（5,147,602 株）になります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）から平成 25 年 8 月 7 日（水曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 130 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,432,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（4,349,200株）が買付予定数の下限（3,432,000株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 25 年 8 月 8 日に報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	4,349,200 株	4,349,200 株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合 計	4,349,200 株	4,349,200 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	4,349 個	(買付け等後における株券等所有割合 84.50%)
対象者の総株主等の議決権の数	5,140 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、第15期第3四半期報告書記載の平成24年11月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数(7,700株)に係る議決権の数(7個)を加えた5,147個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日
平成25年8月14日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等

当社が平成25年6月25日付で公表した「株式会社メディアクリエイト普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、対象者普通株式は、現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場していますが、本公開買付け後の一連の手続を実行することにより、当社は対象者を当社の完全子会社とすることを企図していますので、かかる手続が実行された場合、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の具体的な手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社エクシング

(愛知県名古屋市瑞穂区桃園町3番8号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上